

福岡県公報

平成十九年六月十一日
第二千六百八十八号
増刊 ①

目次

再掲

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(廃棄物対策課)

……………一

再掲

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第三条において準用する同条例第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県産業廃棄物処理施設の紛争の予防及び調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十九年五月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第五十五号

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則(平成二年福岡県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第二号中「若しくは第五号」を削る。

第十九条に次の一号を加える。

三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十五条の四の四第一項の規定に基づき環境大臣の認定を受けて設置された施設

附則

この規則は、公布の日から施行する。

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）